



横浜市立大学附属市民総合医療センター

セカンドオピニオン



横浜市立大学附属市民総合医療センターでは、既に他の医療機関で診療を受けている患者さんが、現在の診療内容や治療方法について、当院の専門医師に客観的な意見を求めるセカンドオピニオンを実施しています。

- ◆ 患者さんご本人およびご家族(原則として、本人の同意書がある場合に限る)からの申込みによる**完全予約制**です。
- ◆ 現在診療を受けている主治医から提供される紹介状及び検査データ等の必要書類に基づいて行います。
- ◆ **検査・投薬等の治療行為は行いません。**(「診療」ではなく「相談」です。)
※最初から当院での検査・治療をご希望の患者さんは、セカンドオピニオンとしてではなく通常の診察として紹介状をご持参のうえ受診して下さい。
- ◆ セカンドオピニオン実施後、主治医にもご報告いたします。(返書を郵送いたします。)

セカンドオピニオンの対象となる相談内容

患者さんの診断・治療に関する相談に限ります。

患者さんの疾患や申込み内容等によっては、セカンドオピニオンをお断りすることがありますが、病理標本以外の資料は返却いたしませんのでご了承ください。

なお、セカンドオピニオンの結果、当院への転医を希望される場合は、あらためて初診として来院いただきます。予約制の診療料は初診予約をお取りください。

<下記の場合はセカンドオピニオンをお受けできません。>

- ・主治医からの紹介状(診療情報提供書)などの資料をお持ちでない場合
- ・患者さんご本人とご家族以外の方の場合
- ・ご家族のみのセカンドオピニオンで、「同意書」をお持ちでない場合
- ・主治医に対する不満、医療過誤及び訴訟、医療費に関する相談の場合
- ・最初から当院での検査・治療、転院を希望されている場合
- ・相談内容が当院の専門外である場合
- ・患者さんご本人が既にお亡くなりになられている場合
- ・海外の医療機関で治療中の外国人患者さんの場合
- ・その他、本来の目的に該当しないと判断した場合



セカンドオピニオンにかかる費用

基本料(60分以内) : 33,000円(消費税込み、読影料込み)

健康保険の適用外で、**ご相談者の全額自己負担となります。**(料金は令和2年8月1日現在)

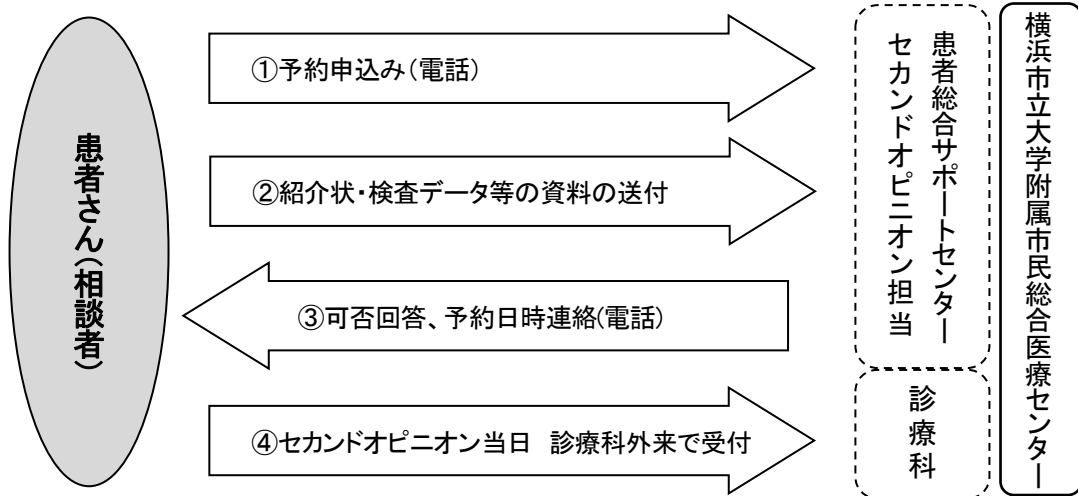
セカンドオピニオンの申込み方法

当院あてのセカンドオピニオン用紹介状(診療情報提供書)をご用意いただき、お電話にて予約申込みを行ってください。その後、紹介状(診療情報提供書)・検査データ等を当院あてに郵送または直接お持ちいただくか、紹介元医療機関からFAXするよう依頼してください。

資料が届きましたら担当医と調整のうえ、セカンドオピニオンの可否や日時等についてお電話にてご連絡します。

誤って診察の予約(初診予約)を取り来院された場合は、来院当日はセカンドオピニオンができず予約の取り直しとなりますので、必ず「セカンドオピニオン」としてお申し込みください。

セカンドオピニオンの流れ (完全予約制)



《セカンドオピニオン当日について》

予約時間の30分前までに、以下のものをお持ちになり各診療科外来受付へお越しください
当日に画像データ(CD)をお持ちになる場合は、予約時間の1時間前までにお越しください
当日は下記のものをお持ちください

- ・当院の診療券(お持ちの方のみ)
- ・マイナンバーカード又は資格確認書(有効期限内の健康保険証) ※本人確認のためご提示ください
- ・紹介状・検査データ等の資料(事前郵送をしていない場合)

患者さん本人が来院されず、ご家族のみでのセカンドオピニオンの場合

- ・セカンドオピニオン同意書(ホームページから雛型を印刷できますが、書式は問いません)
- ・同意書に記入されたご家族であることが確認できる書類(ご家族の健康保険証など)

患者さんが未成年の場合

- ・続柄を確認できる書類(ご家族の健康保険証など)

※未成年(18歳未満)の患者さんについては保護者の付き添いをお願いしています。また、精神医療センターについては年齢にかかわらずご家族の付き添いをお願いしています。

申込み先・資料郵送/届け先

〒232-0024 横浜市区南浦舟町4-57 横浜市立大学附属市民総合医療センター

患者総合サポートセンター セカンドオピニオン担当

電話番号: 045-261-5656(代) 「セカンドオピニオンの申込み」とお伝えください。

受付時間: 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)、午前9時から午後4時まで

※電話での申込み後、資料を直接お持ちいただく場合は、月～金の12:00～17:00の間に本館1階初診受付窓口にお越しください。